

令和8年6月30日招集

6月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和8年度6月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年6月30日（火） 午後2時30分から午後3時06分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 （29人）

農業委員

1 番 田村良雄	2 番 若林清廣	3 番 本田敏明
4 番 虎澤栄三	5 番 田中さとみ	6 番 山岸信一
7 番 成田誠一	8 番 佐藤英一	9 番 保科豊秋
10 番 長井範親	11 番 高橋潤一	12 番 塩原信子
	14 番 野澤栄	15 番 平原大悟
	17 番 丸山和秀	18 番 樋口智
19 番 江端美春	20 番 間宮一	
	23 番 高橋仁	24 番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

	2 番 阿部和美	3 番 鈴木健二
4 番 別所正幸		6 番 白井雅彦
7 番 伊勢亀裕二	8 番 渡辺裕威	9 番 原田秀一
10 番 田澤利英	11 番 武田要一郎	

4 欠席委員 （7名）

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第12号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第13号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）
に対する意見決定について

議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 古泉淳也

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 渋谷弘行
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 神田康裕
管理係主査 鰐淵兼太郎 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

古泉次長補佐 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和8年度6月定例総会を開会いたします。
14:30	13番 帯瀬和幸、16番 大嶋喜芳委員、21番 草野伸一委員、22番 増井勝委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中20名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	【あいさつ】
	これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、
	11番 高橋潤一委員、12番 塩原信子委員にお願いいたします。
	それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、
	追加議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
	議案第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
	議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
	の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。
	事務局より説明をお願いします。

農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。 それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 はじめに、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。 議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で1件、秋葉区で1件、南区で4件、西区で3件、西蒲区で6件、の計16件です。 次に議案第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、西区で1件です。 次に議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で7件、中央地区で5件、秋葉区で3件、南区で2件、西区で2件、西蒲区で4件の計23件です。 以上、農地法関連議案件数の合計は40件となり、すべての案件が、区部会に付されております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。
北区部会長 職務代理者	北区部会長職務代理者の阿部でございます。 それではご報告させていただきます。 北区部会の審査案件8件は、去る6月26日に審査を行いました。 最初に、議案第14号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書2ページをご覧ください。 「北1号」は、農地を売買によって取得するものです。 なお、申請者は申請当初は山形県在住でしたが、現在は北区に転居をされております。 次に、議案第11号農地法第5条許可申請についてです。 議案書10ページをご覧ください。 「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天車両置場に転用するものです。 転用者は、自動車販売業等を営んでおり、敷地拡張のため申請にいたしました。

	申請地の農地区分は第２種農地であり、周辺農地には影響はありません。 「北２号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。 転用者は、近隣の住宅地で塗装業を営んでいますが、この度申請地の隣接する土地に事業所を構え、申請地を駐車場として営業するため申請にいたしました。 申請地の農地区分は第２種農地であり、周辺農地には影響はありません。 「北３号」及び「北４号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。 転用者は、貨物運送業を営んでおり、貨物車両及び従業員の駐車場にするため申請にいたしました。 農地区分は第２種農地であり、周辺農地に対する被害防止策を施す計画となっております。 議案書１１ページをご覧ください。 「北５号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。 転用者は、申請地東で自動車修理業を営んでいますが、この度申請地を駐車場とするため申請にいたしました。 申請地の農地区分は第２種農地であり、周辺農地には影響はありません。 「北６号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。 転用者は、申請地区域内で自動車販売業を営んでいますが、この度申請地を車両展示場とするため申請にいたしました。 申請地の農地区分は第２種農地であり、周辺に農地はない計画となっております。 「北７号」は、農地を売買によって取得し、農業用格納庫建設用地に転用するものです。 転用者は、同じ大月区域内で農業を営んでおり、自宅敷地内で格納できなくなっていた農機具等の格納庫を建築するため申請にいたしました。 申請地の農地区分は第２種農地であり、周辺に農地はない計画となっております。 以上、農地法第３条許可申請１件、農地法第５条許可申請７件
--	--

議 長 中央区部会長	について、いずれも問題ないと判断しました。 北区部会の報告は以上です。 ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。 中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の6件は、去る6月26日に審査を行いました。 まず、議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書3ページをご覧ください。 「中1号」は、姉妹間で共有持分等を移転するため、贈与により所有権を移転するものです。 続きまして、議案第11号 農地法第5条許可申請についてです。 12ページから13ページをご覧ください。 「中1号」は市発注の水道工事に伴う露天資材置場及びプレハブ休憩室敷地として一時転用するものです。 農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中2号」も、市発注の水道工事に伴う資機材置場等の敷地として一時転用するものです。 農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中3号」、「中4号」は、市の道路整備事業に伴い、墓地及び露天駐車場を移転するものです。 農地区分は第2種農地です。 「中5号」は、将来設計を考え個人住宅建築敷地として転用するものです。 農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中1号」から「中5号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請5件について、
--------------------------	---

議 長	いずれも問題ないと判断しました。 中央地区部会の報告は以上です。
秋葉区部会長 職務代理者	ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。 秋葉区部会長職務代理者白井でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の４件を、２６日に審査いたしました。 議案第１４号 農地法第３条許可申請に関する意見決定について です。 議案書４ページをご覧ください。 「秋１号」は譲渡人の申し出により、売買するものです。 続いて、議案第１１号 農地法第５条許可申請に関する処分決定 について です。 議案書１４ページをご覧ください。 「秋１号及び２号」は３種農地に個人住宅建築敷地として申請した ものです。 「秋３号」は２種農地に個人住宅建築敷地として申請したもので す。 以上４件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。
議 長 南区部会長	ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。 南区部会長の伊勢亀でございます。それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は６件で、去る６月２６日に審査を行いました。 議案第１４号 農地法第３条許可申請に関する意見決定です。 議案書の５ページをご覧ください。 「南１号」と「南２号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を 贈与により、所有権を取得するものです。 「南３号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により、 所有権を取得するものです。 「南４号」は、譲受人が家庭菜園を始めるため、建築予定の自宅

議 長 西区部会長	の隣にある農地を売買により、所有権を取得するものです。 次に、議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。 議案書の15ページをご覧ください。 「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、農業用格納庫敷地に転用するものです。 転用者は、区内の農地所有適格法人ですが、規模拡大に伴い農機具の格納庫が不足したことから、新たな格納庫を設置するため申請しました。 申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可相当と判断されます。 次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、市内の借家に居住していますが、戸建て住宅を建築するため申請しました。 申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。 なお、5条許可申請2件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。 以上、農地法第3条許可申請4件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。 南区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。 西区部会長の原田でございます。 6月26日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。 議案書の6ページをご覧ください。 議案第14号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。 「西1号」から「西3号」はいずれも、譲渡人の規模縮小および譲受人の規模拡大のため、売買するものです。 次に、9ページをご覧ください。 議案第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。
-------------------------	---

議 長 西蒲区部会長	「西 1 号」は、自己の所有農地を個人住宅建築敷地とする計画です。 農地区分は、第 3 種農地です。 排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 次に、16 ページをご覧ください。 議案第 11 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、です。 「西 1 号」は、申請地を使用貸借し、農作業所及び農業用倉庫建築敷地とする計画です。 農地区分は農振農用地ですが、5 月 29 日付けで農業用施設用地への用途変更を済ませており、不許可の例外規定の「農振法に規定する「農用地利用計画」に指定された用途に供するための転用」に該当するため、許可できるものです。 「西 2 号」は、申請地を売買し、認定こども園建設敷地とする計画です。農地区分は第 3 種農地です。 「西 1 号」および「西 2 号」はともに、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請、3 件、4 条許可申請、1 件、5 条許可申請、2 件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。 報告は以上です。 ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。 西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の 10 件は、去る 6 月 26 日に審査を行いました。 議案第 14 号 農地法第 3 条許可申請についてです。 議案書 7 ページ、8 ページをご覧ください。 「蒲 1 号」、「蒲 3 号」および「蒲 5 号」は、譲受人の規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。 「蒲 2 号」、「蒲 4 号」および「蒲 6 号」は、譲渡人の要望により、売買にて所有権を移転するものです。
--------------------------	---

	次に、議案第 11 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 17 ページをご覧ください。 「蒲 1 号」は、売買により所有権移転し、露天駐車場敷地として利用するものです。 事業用の車両置き場が不足していたため、申請に至りました。 「蒲 2 号」は、賃借権を設定し、露天駐車場敷地として転用するものです。 転用者の職員駐車場を確保するため、申請に至りました。 農地区分は第 3 種農地です。 「蒲 3 号」は、賃借権を設定し、露天資材置き場及び露天駐車場敷地として一時転用するものです。 転用者の機械入れ替え工事に伴い、既存の駐車場敷地などが使えなくなることから、一時転用を図るものです。 「蒲 4 号」は、売買により所有権移転し、露天駐車場敷地として利用するものです。 申請地向かいの事業所を取得していましたが、敷地が狭く、従業員駐車場が必要だったことから申請に至りました。 「蒲 1 号」および「蒲 4 号」の農地区分は第 1 種農地、「蒲 3 号」は農用地区域内の農地ですが、いずれも不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。 排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 6 件、第 5 条許可申請 4 件について、いずれも問題ないと判断しました。 西蒲区部会の報告は、以上です。
議 長	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案書 2 ページ、追加議案第 14 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。

議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。 次に、議案書 9 ページ、議案第 10 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書 10 ページ、議案第 11 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、別冊の議案第 12 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。
農政振興係長	農政振興係の神田です。議案第 12 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、着座にて説明させていただきます。 それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。 表紙をめくっていただきまして、1 ページ令和 8 年 6 月の利用権の設定等を促進する事業 事務所別実績表をご覧ください。 新規の利用権設定について真ん中から右側「小計の欄」をご覧ください、北区 28 件、中央地区 8 件、秋葉区 4 件、南区 22 件、西区 14 件、西蒲区 78 件、合計で件数 154 件、面積 886,994 m²です。 次に、利用権の移転について、北区 13 件、南区 15 件、西蒲区

	6 件、合計で件数 3 4 件、面積 312, 286 m²です。 続いて 2 ページ、中間管理機構を介した売買について右側「所有権の移転の欄」です、中央地区 1 件、秋葉区 1 件、南区 3 件、西蒲区 2 件、合計で 7 件、面積 28, 960 m²です。 詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の 4 ページ以降のとおりとなります。 新規の利用権設定については、4 ページ、北 1 号から 3 6 ページ、西蒲 7 8 号までのとおりです。 次に、利用権の移転については、3 7 ページ、北 1 号から 4 4 ページ、西蒲 6 号までのとおりです。 最後に、機構を介した売買については、4 5 ページ、中 1 号から 4 8 ページ、西蒲 2 号までのとおりです。 なお、市へ回答する 意見書（案）については、4 9 ページ以降のとおり、貸借については“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨、売買については“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。 促進計画については、総会翌々月の県の公告によって効力が発生し、本総会案件についての県公告は令和 8 年 8 月 2 8 日からとなります。 以上で説明を終わります、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 別冊の議案第 1 2 号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。 （異議なし）
議 長	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた

農政振興係長	します。 次に、議案第 13 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）に対する意見決定について、事務局より説明をお願いします。 引き続き担当の方から説明させていただきます。議案第 13 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）に対する意見決定について説明させていただきます。 左上に「議案第 13 号」と記載のある資料が一番上になっている資料をご準備ください。 また、本日、当日配布させていただきました意見書（案）も合わせてご覧ください。 区部会で一度ご説明をさせていただきましたが、変更の理由・概要について、別紙 1 を基に簡潔にご説明します。2 枚めくっていただき下に 3 ページと記載された別紙 1 をご覧ください。 別紙 1 の中ほど、「主な変更点について」は、 「1 設定指標の目標値および目標年度の見直し」の変更点は 4 点です。 （1）認定農業者等の所得目標を「主たる農業従事者 1 人当たり 400 万円程度」から、「400～500 万円程度」に変更するもの。 （2）新規就農者確保目標を、「年間 70 人」から「年間 85 人」に変更するもの。 （3）育成すべき経営体数に関する目標を、目標年次「令和 12 年度」から「令和 16 年度」に変更、また、経営体数の目標については、「個別経営体 1,500、組織経営体 100、計 1,600」から「個別経営体 1,100、組織経営体 100、計 1,200」に変更するもの。 裏面に移っていただき、 （4）法人を年間 10 法人増加させる目標規定を削除するもの。 次に、『2「農業経営の指標」における営農類型の変更』について、変更点は 2 点です。 （1）モデル的な「営農類型」の指標変更。 （2）営農類型の指標を従来の 19 から、20 指標に再編するもの。 変更点は以上となります。 なお、委員の皆さまには区部会資料発送時に意見聴取について依頼させていただきました。その結果、要望事項、質問事項は数件い
---------------	--

議 長	ただきましたが、意見については提出がありませんでした。 つきましては、当日配布の意見書（案）のとおり、本総会において“意見なし”の旨、決定し市へ回答したいと考えます。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案第 13 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）に対する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。 （異議なし）
議 長	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。 以上で議事として提案した案件について終了します。 その他として 委員の皆さんから何かありませんか。 それでは、事務局から何かありませんか。 （発言なし）
議 長 終了時間 15 : 06	ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和 8 年度 6 月定例総会を閉会いたします。

	議事録に相違ないことを認める。 議 長 署名委員 署名委員
--	---